

## 仕様書

### 1 業務名

救急廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬処理業務

### 2 排出事業場

別紙1のとおり（全33か所）

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務概要

- (1) 委託者が排出する感染性廃棄物を収集、運搬及び処分し、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の提出により、関係諸法令に基づき廃棄物が適正に処分されたことを報告する。
- (3) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示する業務を行う。

### 5 業務対象廃棄物及び令和8年度予定数量（年間）

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）・・・11,784リッル

※ 過去の3年の平均数量（令和7年度は見込み）から算出したものであり、令和8年度の排出量ではない。

### 6 業務詳細

- (1) 受託者は、契約期間中、各排出事業場に感染性廃棄物容器を常時4個配置すること。
- (2) 契約期間内の最終運搬及び処分終了時には、各事業場に設置された容器について契約当初と同様に原状復旧すること。原状復旧の際は、容器に受託者名を表示しないこと。
- (3) 容器は、プラスチック製で積み重ね可能な蓋付きの密閉容器（20リットル）とし、外側に赤、橙、黄の計3種類のバイオハザードマークを表示すること。
- (4) 受託者は委託者から回収依頼を受けた場合は、可及的速やかに廃棄物を回収し、適切な運搬、保管及び処理を行うこと。なお、回収依頼の方法については、事前に委託者と受託者が双方で調整の上、決定することとする。

(5) マニフェストにかかる費用については、受託者が負担することとする。

## 7 業務完了報告

- (1) 受託者は、月毎に感染性廃棄物報告書（別紙2）を作成し、完了届（本市指定様式）とともに速やかに委託者へ提出すること。
- (2) マニフェストについては、処分完了後速やかに委託者へ提出すること。

## 8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、従業員または第三者に対する事故防止に留意し事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

## 9 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

## 10 その他

- (1) 本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務に定めのない事項については、委託者と受託者双方の協議によること。
- (3) 署所の移転があった際は、移転先の所在地を収集先とする。また、移転先の所在地は事前に委託者から通知する。

## 11 担当課

消防局警防部救急課救急係 担当 木谷

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎6階

TEL 011-215-2070 FAX 011-271-0610

メールアドレス [kyukyu.shobo@city.sapporo.jp](mailto:kyukyu.shobo@city.sapporo.jp)

## 札幌市消防局排出事業場一覧

※排出する廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）のみ。

排出事業場番号	排出事業場名称（部署所名）	所在地	連絡先
1	警防部救急課救急指導係	中) 北11条西13丁目	736-1238
2	警防部消防救助課消防航空係	石狩市新港東2丁目	0133-62-4119
3	札幌市消防学校教務課	西) 八軒10条西13丁目	616-2262
4	中央消防署	中) 南4条西10丁目	215-2130
5	豊水出張所	中) 南8条西2丁目	518-9119
6	幌西出張所	中) 南23条西10丁目	561-2416
7	山鼻出張所	中) 南11条西21丁目	561-2419
8	北消防署	北) 北24条西8丁目	737-2100
9	あいの里出張所	北) あいの里2条1丁目	774-0119
10	篠路出張所	北) 篠路2条4丁目	771-2510
11	新光出張所	北) 新琴似1条12丁目	764-8844
12	東消防署	東) 北24条東17丁目	781-2100
13	栄出張所	東) 北46条東14丁目	751-1381
14	札苗出張所	東) 東苗穂4条2丁目	782-7019
15	苗穂出張所	東) 北8条東11丁目	750-0119
16	白石消防署	白) 南郷通6丁目北	861-2100
17	菊水出張所	白) 菊水上町1条3丁目	811-1615
18	北郷出張所	白) 北郷3条6丁目	871-8235
19	厚別消防署	厚) 厚別中央1条5丁目	892-2100
20	厚別西出張所	厚) 厚別西3条5丁目	894-3119
21	豊平消防署	豊) 月寒東1条8丁目	852-2100
22	平岸出張所	豊) 平岸1条11丁目	831-3901
23	西岡出張所	豊) 西岡4条6丁目	852-5119
24	清田消防署	清) 平岡1条1丁目	883-2100
25	北野出張所	清) 北野7条5丁目	881-5171
26	南消防署	南) 真駒内上町5丁目	581-2100
27	定山渓出張所	南) 定山渓温泉西1丁目	598-2384
28	藤野出張所	南) 藤野2条3丁目	593-1119
29	西消防署	西) 発寒10条4丁目	667-2100
30	八軒出張所	西) 八軒1条東3丁目	612-0119
31	西野出張所	西) 西野3条2丁目	661-1812
32	手稲消防署	手) 手稲本町2条5丁目	681-2100
33	前田出張所	手) 前田6条5丁目	694-6119

## 札幌市消防局 月中感染性廃棄物報告書

札幌市長 秋元 克広 様

住所  
氏名

月中の救急廃棄物排出量を以下のとおり報告します。

月中の救急廃棄物総排出量	リットル
救急廃棄物排出量の累計	リットル

	部署所名	月計	累計	部・署の月計
1	警防部救急課救急指導係	リットル	リットル	リットル
2	警防部消防救助課消防航空係	リットル	リットル	リットル
3	札幌市消防学校教務課	リットル	リットル	リットル
4	中央消防署	リットル	リットル	
5	豊水出張所	リットル	リットル	
6	幌西出張所	リットル	リットル	リットル
7	山鼻出張所	リットル	リットル	
8	北消防署	リットル	リットル	
9	あいの里出張所	リットル	リットル	リットル
10	篠路出張所	リットル	リットル	
11	新光出張所	リットル	リットル	
12	東消防署	リットル	リットル	
13	栄出張所	リットル	リットル	リットル
14	札苗出張所	リットル	リットル	
15	苗穂出張所	リットル	リットル	
16	白石消防署	リットル	リットル	
17	菊水出張所	リットル	リットル	リットル
18	北郷出張所	リットル	リットル	
19	厚別消防署	リットル	リットル	リットル
20	厚別西出張所	リットル	リットル	
21	豊平消防署	リットル	リットル	
22	平岸出張所	リットル	リットル	リットル
23	西岡出張所	リットル	リットル	
24	清田消防署	リットル	リットル	リットル
25	北野出張所	リットル	リットル	
26	南消防署	リットル	リットル	
27	定山渓出張所	リットル	リットル	リットル
28	藤野出張所	リットル	リットル	
29	西消防署	リットル	リットル	
30	八軒出張所	リットル	リットル	リットル
31	西野出張所	リットル	リットル	
32	手稲消防署	リットル	リットル	
33	前田出張所	リットル	リットル	リットル